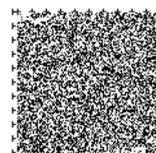
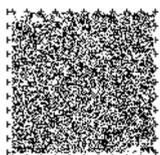


---

## 第2章 町の地域福祉をめぐる現状と課題





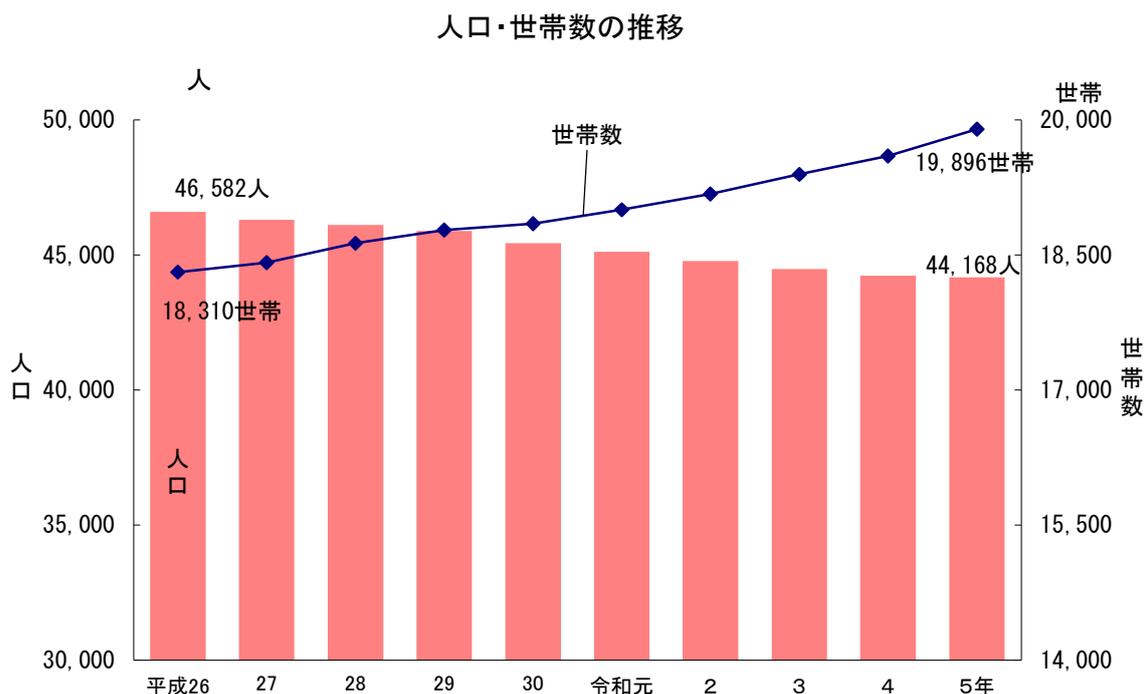
## 1 杉戸町の概況

### (1) 人口・世帯の状況

#### ①総人口、世帯、人口構成（年齢3区分）

～ 近年は人口が年々減少、世帯数は増加を示しており、世帯が小規模化している

本町の総人口（各年1月1日現在）は、減少を続けており、令和5年1月1日現在で44,168人となっています。平成26年（46,582人）と比べると、5.2%の減となっています。



注：各年1月1日現在

資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

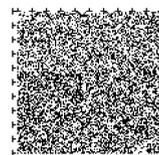
世帯数については、近年は年々増加する傾向にあり、平成26年の18,310世帯から、令和5年には19,896世帯へと増加しています（増加率8.7%）。

1世帯当たりの平均人員数は、総人口が減少して世帯数が増加しているため、平成26年の2.5人から令和5年の2.2人へと減少しています。世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。

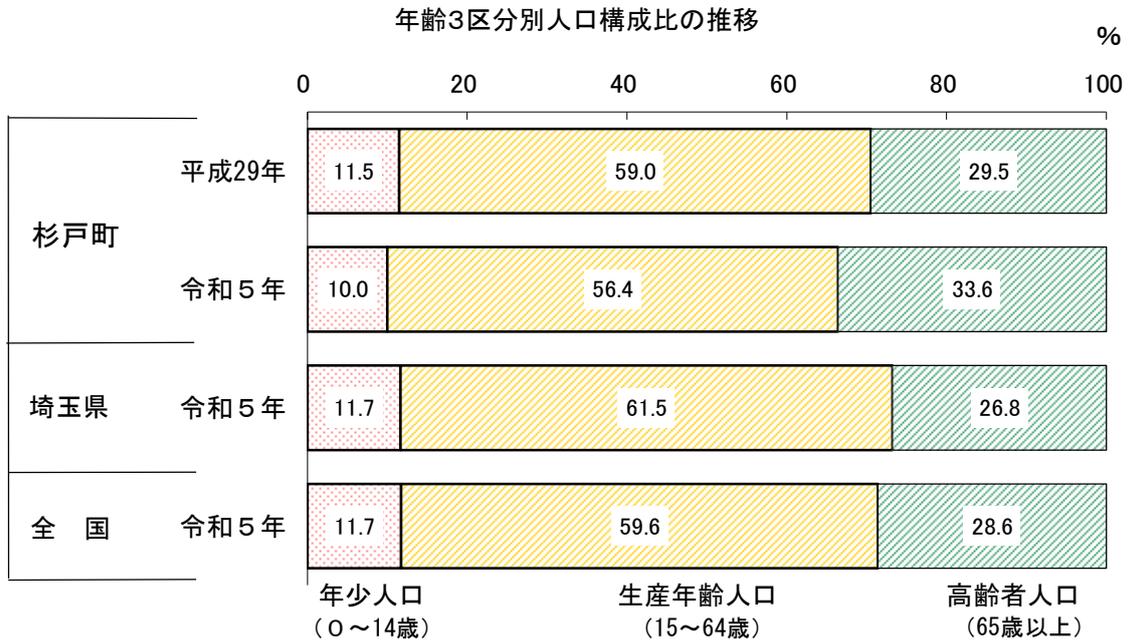
#### ～ 少子・高齢化が進行している

本町においても少子・高齢化は着実に進み、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（高齢者人口、65歳以上）の割合が増加する傾向が続いています。

令和5年では、年少人口10.0%、生産年齢人口（15～64歳）56.4%、老年人口33.6%となっています。



全国・埼玉県の結果と比較すると、年少人口は国・県を下回り、老年人口は上回っています。

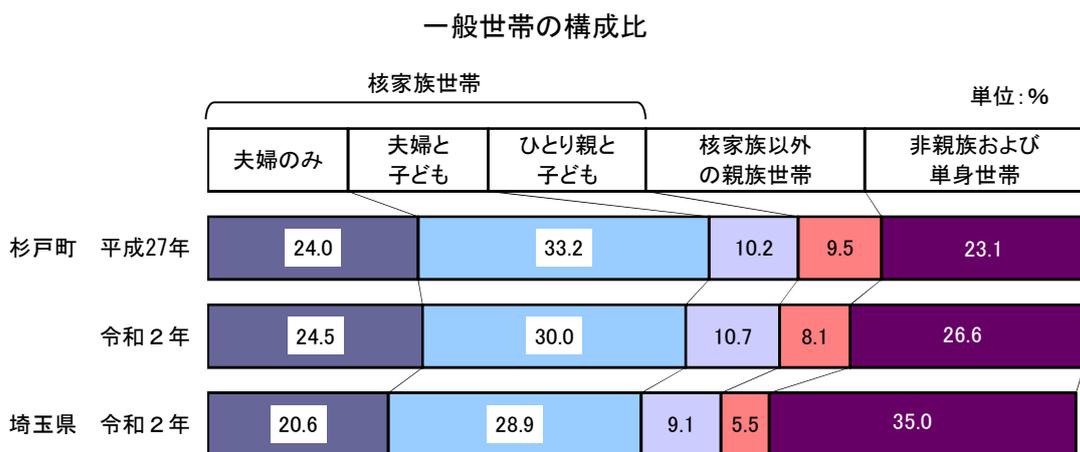


注：各年1月1日現在

資料：埼玉県町(丁)字別人口調査  
総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

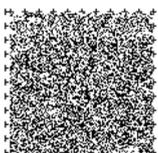
～ 県に比べて3世代同居が多いが、以前よりは少なくなっている

世帯構成では、県全体に比べ「その他（核家族以外）の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯の割合が2.6ポイント多いものの、以前に比べて非親族・単身世帯や、夫婦のみ世帯の割合が増加しています(国勢調査結果〔各年10月1日現在〕より)。



資料：国勢調査

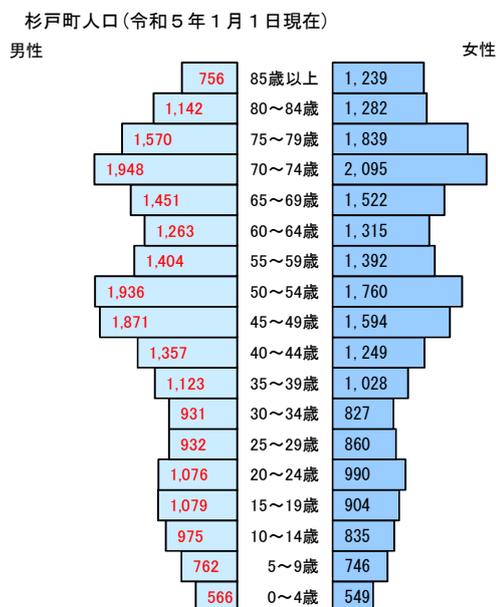
注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。



②人口構造

～ “つぼ型” の人口ピラミッドになっており、将来の人口減少が予測される

令和5年1月1日現在の本町の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来における人口減少が予測される“つぼ型”になっています。年齢階層別の人口規模では、70～74歳のいわゆる「団塊の世代」の人口が男女ともに最も多く、合わせると総人口の9.2%を占めています。



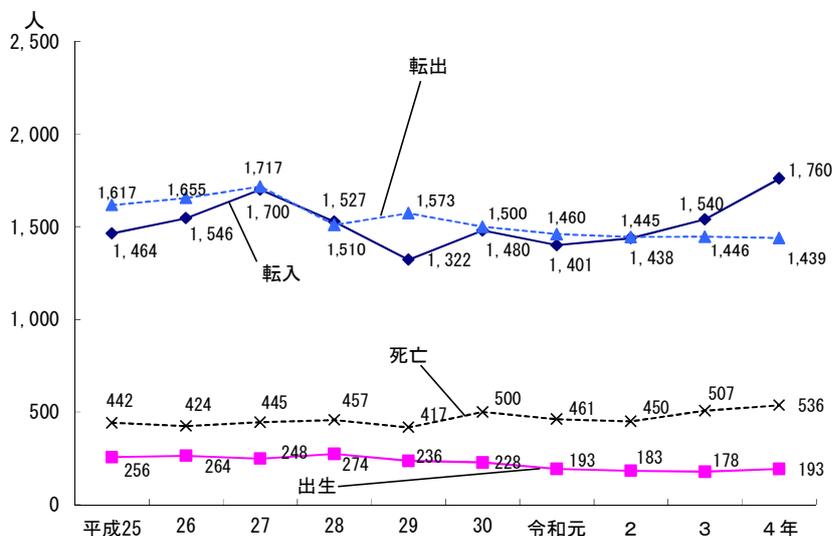
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

③自然動態・社会動態の状況

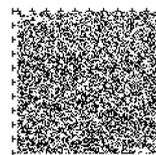
～ 近年は常に死亡が出生を上回っており、自然増減については自然減が続く

転入・転出については、平成29年以降、転出者数が転入者数を上回るかほぼ同数となっていました。ここ2年は転入者数が上回っています。また、出生・死亡については、近年は、死亡数が出生数を上回る傾向が続いています。

人口動態の推移



資料：住民基本台帳



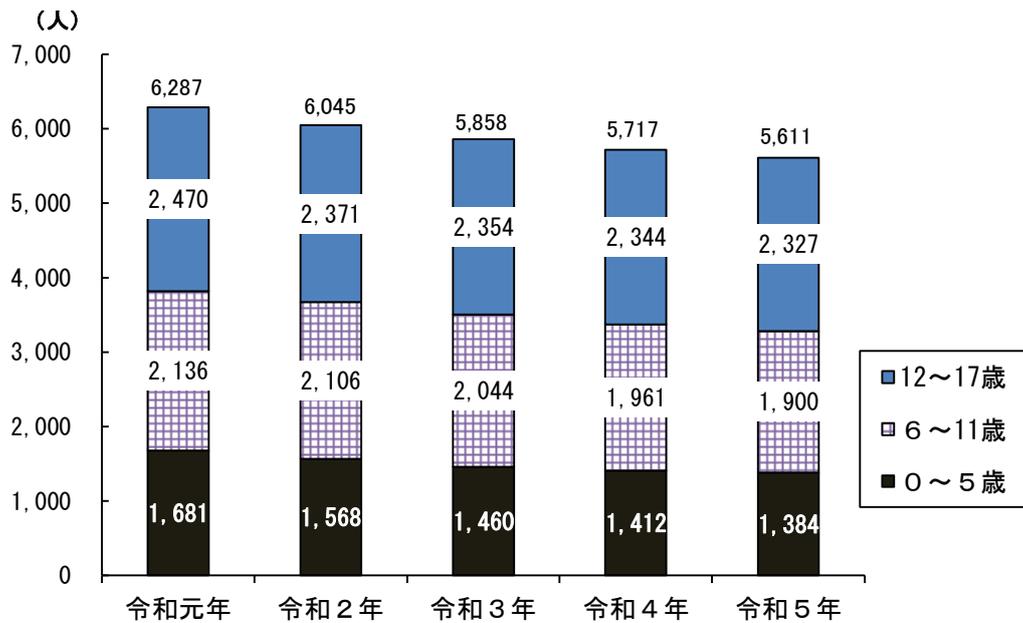
## (2) 子どもの状況

### ① 児童人口

～0歳から17歳の児童人口が、年々減少している

児童人口については、年々減少を示しており、令和5年1月1日現在では5,611人となっています。

児童人口の推移



注：各年1月1日現在

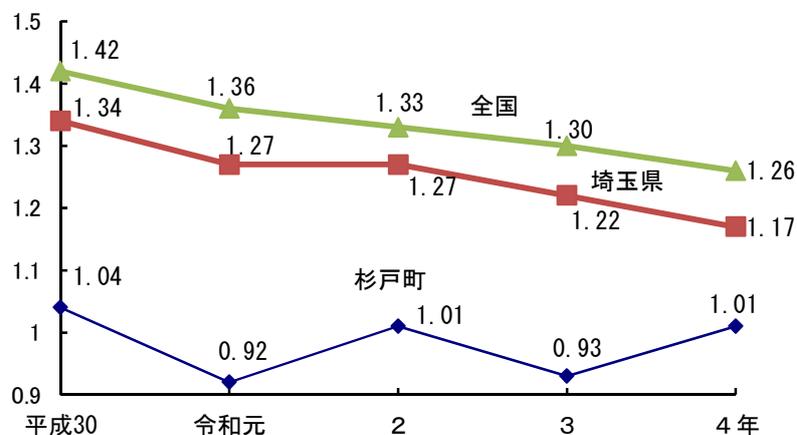
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

### ② 合計特殊出生率

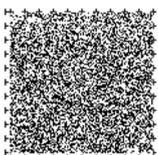
～近年は、常に国・県の値を下回っている

合計特殊出生率をみると、ここ数年は増減を繰り返していますが、同期間における国・埼玉県の数値を常に下回っており、令和4年では1.01となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、全国は厚生労働省人口動態調査



(3) 高齢者、障がいのある人等の状況

～ 支援が必要になる可能性の高い人が増加している

① 高齢者、要支援・要介護認定者の状況

高齢者のいる一般世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年で51.7%と、県を12.4ポイント上回っています。

また、高齢者単身世帯（ひとり暮らし）・高齢者夫婦世帯とも増加傾向にあり、ともに世帯数・割合とも増加しています。

高齢者のいる世帯の状況

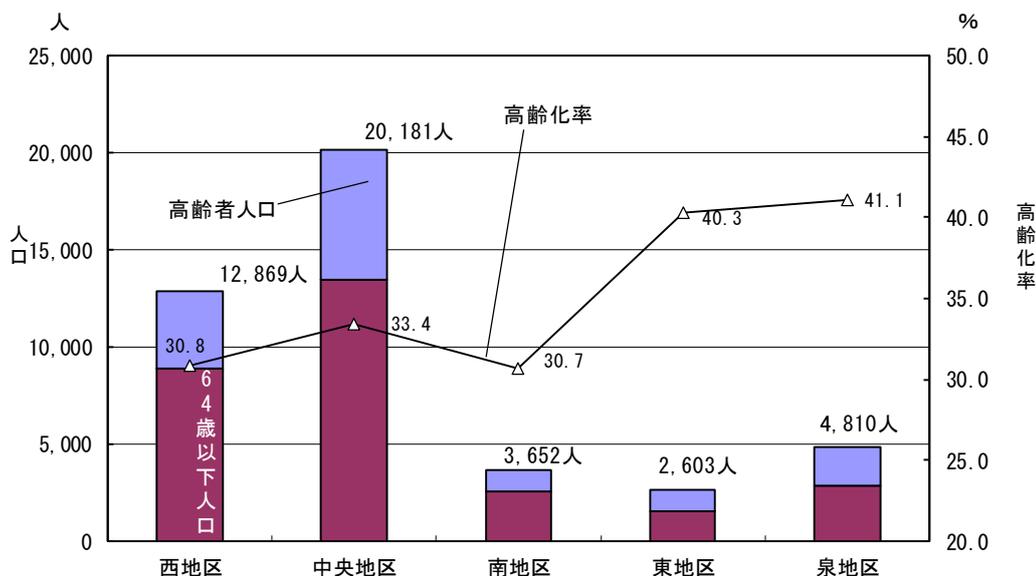
単位：世帯、%

区 分	杉戸町				埼玉県	
	平成27年		令和2年		平成27年	令和2年
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	構成比	
一般世帯数	17,321	100.0	17,680	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる一般世帯数	8,320	48.0	9,148	51.7	39.1	39.3
高齢者単身世帯数	1,571	9.1	2,023	11.4	9.3	10.5
高齢者夫婦世帯数	2,639	15.2	2,944	16.7	11.6	11.9
夫婦とも65歳以上	2,250	13.0	2,649	15.0	10.0	10.7

資料：国勢調査

町内を5地区に分け高齢化率を比較すると、泉地区41.1%、東地区40.3%、中央地区33.4%、西地区30.8%、南地区30.7%の順で、高齢化率が高くなっています。

地区別人口・高齢化率

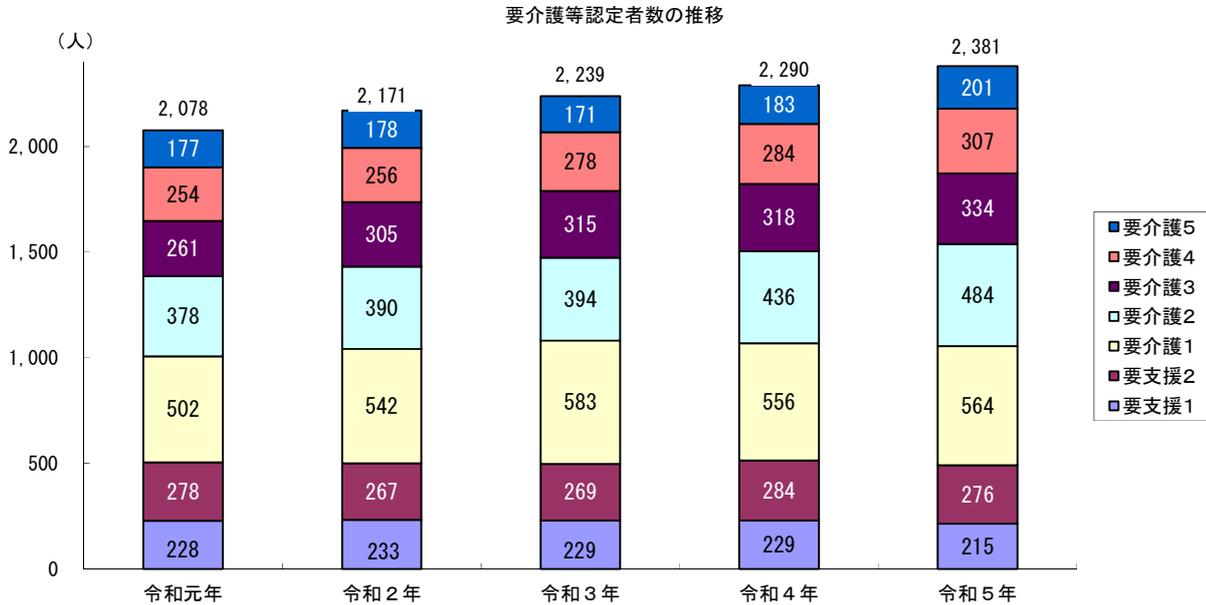


令和5年4月1日現在

資料：杉戸町高齢介護課



要支援・要介護認定者総数については、年々増加し、令和5年では2,381人となっており、同元年から、300人以上も増加しています。特に「要介護2」の人数が大きく増加しています。



資料：杉戸町高齢介護課

## ② 障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数については、身体障がいでは近年は毎年減少傾向ですが、知的、精神障がいでは、毎年増加してきています。3障がいの合計人数は、平成30～令和4年度の間の各年度で順に2,180人、2,194人、2,226人、2,267人、2,323人と増加しています。

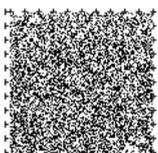
障がい者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移

単位：人

年度	身体障がい者	身体障がい 詳細障がい種別内訳					知的障がい者	精神障がい者	合計
		視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい			
H30	1,460	97	89	14	759	501	357	363	2,180
R元	1,457	95	90	15	745	512	367	370	2,194
2	1,455	96	88	16	732	523	376	395	2,226
3	1,442	89	89	17	719	528	388	437	2,267
4	1,430	86	89	17	705	533	412	481	2,323

注：各年度末現在

資料：杉戸町福祉課



## 2 地域の福祉活動の状況

「地域福祉」の担い手として、行政をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び行政区等の、様々な団体や個人が活動しています。

その主な概要は次のとおりです。

### (1) 杉戸町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」と規定され、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などを行うこととされています。

「杉戸町社会福祉協議会」は、平成元年6月に社会福祉法人として設立されました。地域の一人ひとりが抱えている悩みやさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉えるとともに、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、及び関係機関・団体などの参加と協力を得て「共に支え合い誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざした活動を行っています。

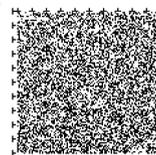
#### 主な事業内容

- リフト付車両の貸出
- 福祉機器の貸出（車いす）
- ベビーベッドレンタル事業
- 理容サービス
- ふれあい家事援助サービス（まごころ・とどけ隊）
- 友愛訪問
- 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）
- 「ボランティアセンター」の運営
- 福祉教育の推進
- 各種福祉資金の貸付
- 食料等配付支援
- 各種相談事業
- すぎとピアの運営管理（指定管理者）
- 居宅介護支援事業
- 訪問介護・障がい者福祉サービス事業 など

### (2) 民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱された公務員（特別職）で、社会奉仕の精神をもって地域住民の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域住民の福祉向上のため様々な福祉活動を行っています。また、町や社会福祉協議会などが行う福祉サービスとのパイプ役を果たしています。令和6年1月1日現在、本町では63人の民生委員・児童委員と、児童福祉を専門的に担当する3人の主任児童委員が活動しています。

「杉戸町民生委員・児童委員協議会」では、民生委員・児童委員や主任児童委員が地域福祉の担い手として十分な活動ができるよう、関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会や組織運営のための定例会・部会を開催しています。



### (3) 杉戸町福祉ボランティア連絡会

「杉戸町福祉ボランティア連絡会」は、ボランティア間の情報交換や活動調整を図り、相互学習や研修を通じて質的向上をめざすとともに、相互の協力体制の確立を図り活動に広がりを求めることを目的に設立されました。現在は、「杉戸町赤十字奉仕団」、「音訳ボランティア「あいうえお」」、「杉戸手話サークル」、「みみの会」、「杉戸要約筆記サークル「つくし」」、「すぎとクイール」、「杉戸町身体障がい者福祉会」の7団体で構成されています。

また、ボランティア相互の親睦会、研修会、実行委員としていきいきふれあいまつりの企画・運営及び他地域のボランティア団体との交流などの活動を行っています。

#### 主な活動内容

- いきいきふれあいまつり
- ボランティアに関する研修
- ボランティア交流会 など

#### 【各ボランティア団体の活動内容】

##### ◇杉戸町赤十字奉仕団

炊き出し訓練、救急法などの研修など

##### ◇音訳ボランティア「あいうえお」

「声の広報」音訳CD作成・配布、町内刊行物録音・配布、音訳勉強会など

##### ◇杉戸手話サークル

手話を通じた聴覚障がい者の福祉向上や社会参加促進のための情報提供・交流、手話普及のための学校関係手話体験指導アシスタントなど

##### ◇みみの会

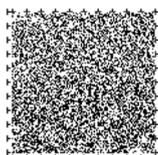
聴覚障がい者のための情報提供「みみだより」の発行、パソコン学習会の開催など

##### ◇杉戸要約筆記サークル「つくし」

要約筆記の技術を学ぶ、聞こえない人の情報保障（PC要約筆記、ノートテイク）など

##### ◇すぎとクイール

視覚障がい者の外出サポート、交流・学習会、情報交換、学校でのガイド体験指導など



## ◇杉戸町身体障がい者福祉会

身体の機能障がいを理由に、不当な差別を受けることがないように、障がいのある人とない人の平等な機会を確保する活動など



いきいきふれあいまつり

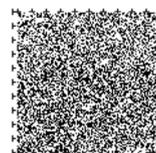
## (4) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行っています。また、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生への理解の啓発活動として「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携し、更生保護活動を行っています。

## 主な活動内容

○保護観察 ○生活環境調整 ○「社会を明るくする運動」 など



## (5) 行政区

本町では、町全体を 45 の行政区に分け、各行政区に区長を配置しています。区長は、区域内の町民と町との間の重要事項の相互伝達、諸事業への協力、各種団体との連絡調整や社会福祉に関する協力などの業務を行っています。

各行政区では、それぞれの集会所などを拠点に、活発で個性豊かな地域活動が展開されています。また、快適で住み良いまちづくりを推進するため、地域住民の交流と親睦を深めながら連帯意識の強化に努めるとともに、地域のさまざまな問題の解決に取り組んでいます。

### 主な活動内容（＊各行政区ごとに活動内容は異なります。）

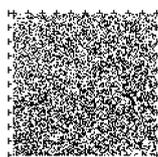
- 行政情報の伝達（広報すぎとやお知らせなどの配布・回覧）
- 防災・防犯活動（防犯パトロール、自主防災組織の活動など）
- 環境美化の推進（地域内の清掃、ゴミ集積所の設置と管理、リサイクル活動など）
- 町民同士の交流・親睦活動（お祭り、敬老会、地域美化活動など）
- 社会福祉活動（「赤い羽根共同募金」、「歳末助け合い募金」など）

## (6) 杉戸町障がい者協議会

「杉戸町障がい者協議会」は、町内在住の身体、知的、精神障がい者とその家族、支援機関など 12 団体が所属し、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、社会への「完全参加と平等」の実現をめざす活動を展開しています。

### 主な活動内容

- 「障がい者週間」事業の実施    ○防災訓練への参加
- 「いきいきふれあいまつり」への協力    など



### (7) 杉戸町老人クラブ連合会

「老人クラブ」は、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、「老人福祉法」において「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられています。活動は「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、それぞれ関わりを持ちながら、地域の高齢者が自主的に集まって、社会奉仕や趣味・教養の集いを開いたり、各種スポーツ・レクリエーション活動などの様々な生きがい活動、健康づくり活動を行っています。

「杉戸町老人クラブ連合会」は、単位老人クラブ 21 団体が構成されており、「女性部」をはじめ、「交通安全部」、「グラウンド・ゴルフ部」、「広報部」、「企画部」、「輪投げ部」、「マグダーツ部」があります。

連合会では、単位老人クラブの連絡調整、社会奉仕活動、老人クラブの指導者の養成、会員相互の親睦、福祉、趣味、スポーツ、教養に関する事業などを実施しており、様々な行事に会員が集い、親睦を深めています。

#### 主な活動内容

- 老連まつり
- 趣味の作品展
- マグダーツ大会
- 輪投げ大会
- グラウンド・ゴルフ大会
- 清掃活動
- 「老連だより」の発行 など

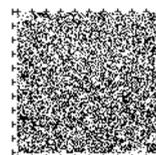
### (8) 杉戸町母子愛育会

「杉戸町母子愛育会」は、母と子を中心に地域の人々とともに地域の健康づくりをめざして活動しています。赤ちゃんからお年寄りまで地域の人々すべてを対象に、健康づくりのお手伝いをしている自主的なボランティア組織です。

「母と子のつどい」など、親子遊びの事業の企画・開催を行っています。

#### 主な活動内容

- メッセージ入りマタニティキーホルダーの配付
- 母子健康手帳カバー配付
- 「ママパパ教室」事業への協力
- 結核予防など啓発普及事業への協力 など



### 3 町民意識調査結果からみえる現状・課題

#### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、18歳以上の町民を対象に、令和5年7月15日から8月7日にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

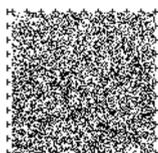
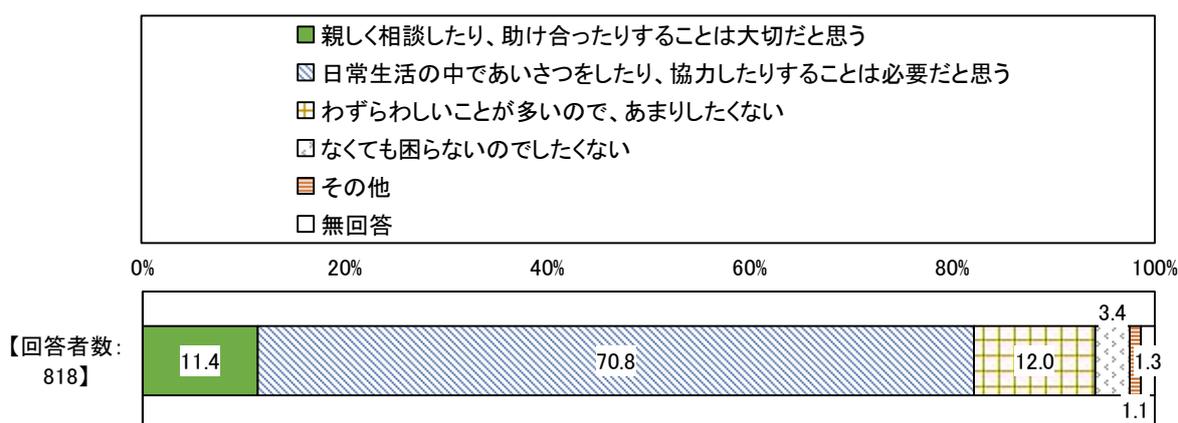
アンケート調査の実施概要

区分	
(1) 対象者数	2,000人
(2) 抽出方法	無作為抽出
(3) 調査方法	郵送配付—郵送回収法 (回収についてはWEB回答も併用。)
(4) 回収結果	
・有効回収数	818人
・有効回収率	40.9%

#### (2) 近所づきあいの程度

近所の人とふだん、どの程度のつきあいをしているかについては、「会えばあいさつする程度のつきあい」という回答が最も多く、次いで「世間話や立ち話をする程度のつきあい」が多くなっています。

また、年齢別でみると、年代が上がるほど「相談や助け合いができるような親しいつきあい」が多くなる傾向があり、「ほとんど（または全く）つきあいはない」は反対に、若年層ほど多くなっています。

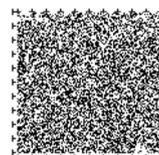


## 性別・年齢別

	回答者数	問2 近所の人とのつきあい					無回答	
		相談や助け合いができるような親しいつきあい	簡単な頼みごと程度ならできるつきあい	世間話や立ち話をする程度のつきあい	会えばあいさつする程度のつきあい	ほとんど(または全く)つきあいはない		
全体	818	7.6	14.1	28.5	42.4	6.7	0.7	
性別	男性	313	6.1	11.2	24.3	51.1	7.3	0.0
	女性	439	8.4	15.3	31.2	37.4	6.6	1.1
	その他	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
年齢	18～19歳	12	8.3	0.0	8.3	75.0	8.3	0.0
	20～29歳	47	2.1	0.0	12.8	66.0	19.1	0.0
	30～39歳	59	0.0	5.1	20.3	61.0	13.6	0.0
	40～49歳	130	5.4	9.2	24.6	51.5	8.5	0.8
	50～59歳	138	5.1	12.3	23.9	49.3	9.4	0.0
	60～64歳	71	8.5	12.7	21.1	56.3	1.4	0.0
	65～69歳	110	9.1	13.6	41.8	31.8	2.7	0.9
	70～74歳	133	6.8	25.6	36.8	25.6	3.8	1.5
	75歳以上	109	19.3	21.1	34.9	22.0	1.8	0.9

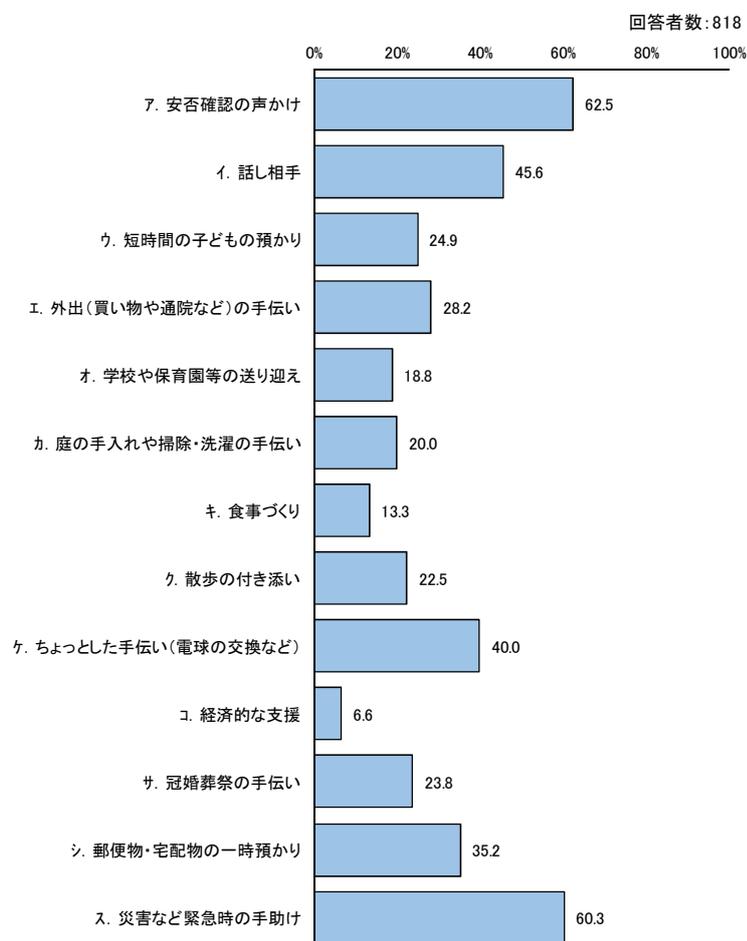
【考察】 日常的な近所づきあいの希薄化が進み、特に若年層でその傾向が強いことがうかがえます。

「地域福祉」の推進のためには、すべての年代における町民同士の日常的なつきあいを進め、お互いに関心を持ち合うことが重要になります。地域の中でふれあうことができる場や機会を確保して、近所の人たちの結び付きを強めるよう図っていくことが必要です。



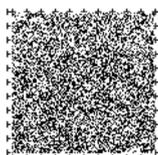
### (3) 近所の人への手助け

近所の人から頼まれた場合、どのようなことをできると思うかについて、「安否確認の声かけ」と「災害など緊急時の手助け」という回答が多く、「話し相手」、「ちょっとした手伝い（電球の交換など）」、「郵便物・宅配物の一時預かり」等が続いています。「経済的な支援」や「食事づくり」等は、回答が少なくなっています。



**【考察】** 災害時における地域の支え合いについての意識が高くなっているのに加え、「安否確認」の日常的な声かけ等に関しても意識の形成が進んできている実態がうかがえます。

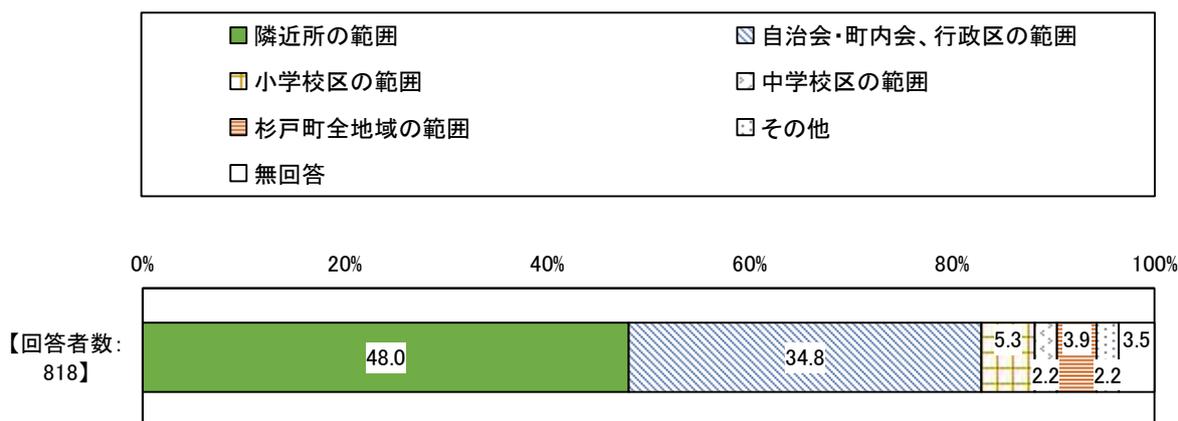
増大する地域の福祉需要に対応していくために、町民一人ひとりが普段から気心の知れた人間関係を築き、「助け合いの心」を持って行動に移していくことが一層重要になります。



(4) 「地域」の範囲

日常生活を営む上で主にかかわり合いを持つ「地域」の範囲として最も近いのは、「隣近所の範囲」との回答がほぼ半数で最も多く、次いで「自治会・町内会、行政区の範囲」が多くなっています。

年齢別でみると、すべての年齢層で「隣近所の範囲」という回答が最も多いですが、次いで多い回答は、10歳代の若年層では「中学校区の範囲」であるのに対し、20歳代以上の層では、30歳代を除いて「自治会、行政区の範囲」となっています。



性別・年齢別

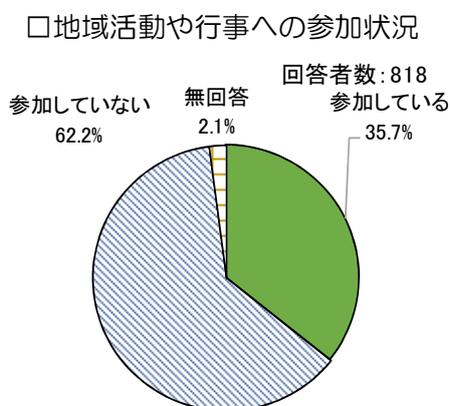
		回答者数	問5 かかわり合いを持つ地域の範囲						無回答
			隣近所の範囲	自治会・町内会、行政区の範囲	小学校区の範囲	中学校区の範囲	杉戸町全地域の範囲	その他	
全体		818	48.0	34.8	5.3	2.2	3.9	2.2	3.5
性別	男性	313	47.9	38.0	3.8	1.6	2.9	1.6	4.2
	女性	439	49.0	31.4	6.8	2.5	4.6	2.7	3.0
	その他	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	18～19歳	12	33.3	16.7	0.0	25.0	16.7	0.0	8.3
	20～29歳	47	61.7	19.1	6.4	4.3	6.4	0.0	2.1
	30～39歳	59	55.9	15.3	18.6	0.0	3.4	1.7	5.1
	40～49歳	130	47.7	23.1	15.4	5.4	3.1	3.8	1.5
	50～59歳	138	45.7	39.9	2.2	2.2	4.3	4.3	1.4
	60～64歳	71	47.9	47.9	2.8	1.4	0.0	0.0	0.0
	65～69歳	110	44.5	41.8	2.7	0.0	5.5	2.7	2.7
	70～74歳	133	51.1	40.6	0.8	0.8	1.5	2.3	3.0
75歳以上		109	44.0	38.5	0.0	0.9	6.4	0.0	10.1

【考察】 「地域福祉」などを考えていく際の「地域」としては、「隣近所」の比較的狭い範囲を念頭に置いている町民が多いことが推察されます。また、特に40歳代以上の層では、地域福祉の推進に関して「自治会・町内会、行政区」が果たす役割が大きいことが分かります。

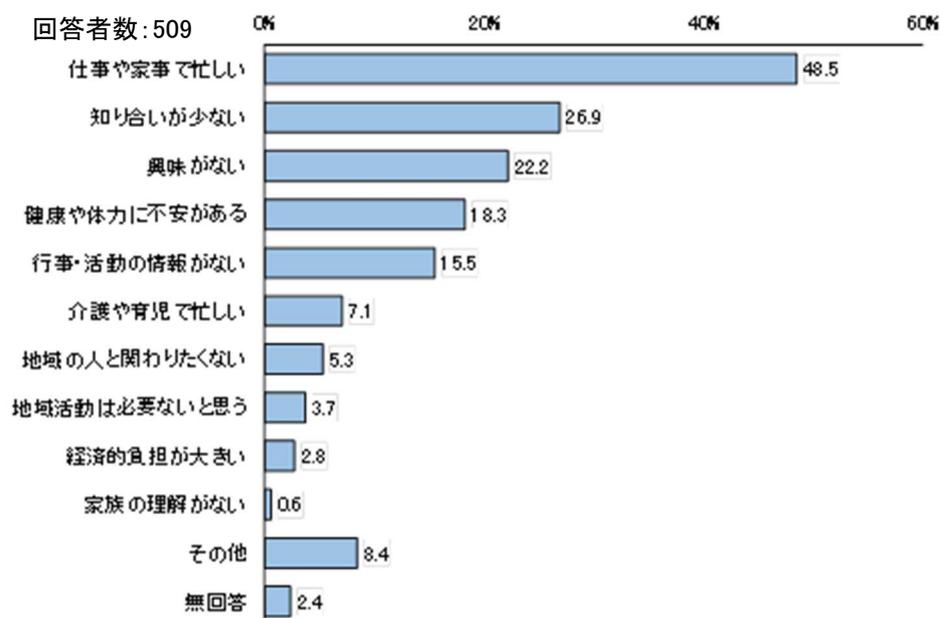


## (5) 地域活動など

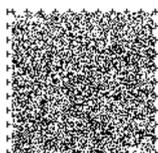
地域の活動や行事に参加をしているかについては、「参加していない」という回答が6割強となっています。



(「2 参加していない」と答えた人の)地域の活動や行事に参加していない理由としては、「仕事や家事で忙しい」という回答が最も多く、「知り合いが少ない」、「興味がない」が続いています。

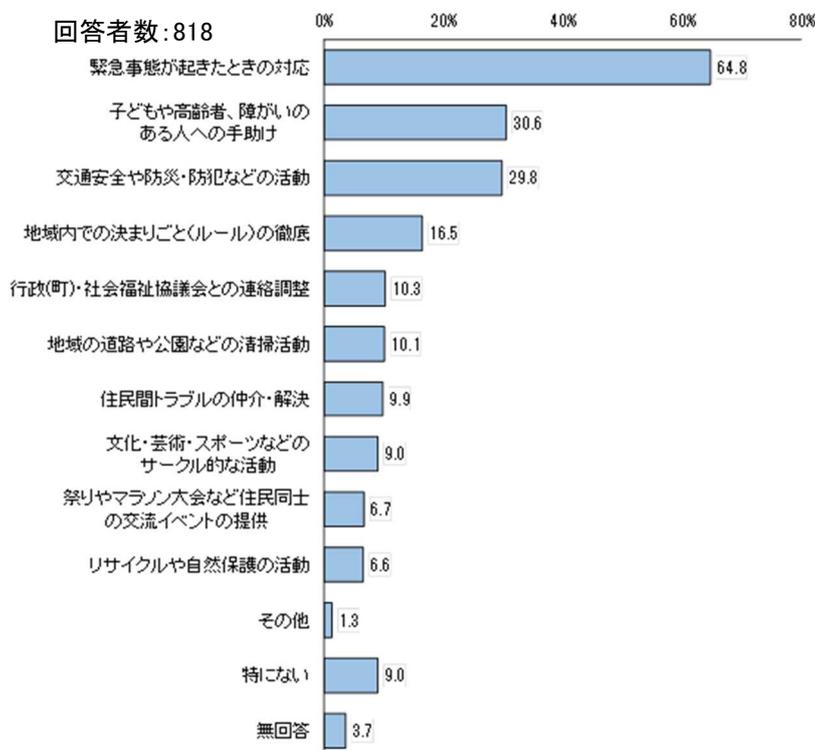


**【考察】** 地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識を高め、活動を活発にしていくような取り組みが必要とされています。地域活動への参加に関しては、地域の活動団体についての情報を積極的に発信し、体験参加の機会の提供など、活動に参加しやすい体制づくりに努めることが重要です。



## (6) あれば良い地域活動

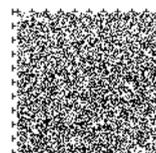
住んでいる地域で安心して暮らしていくのに、あれば良いと思う活動としては、「緊急事態が起きたときの対応」という回答が最も多く、「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」、「交通安全や防災・防犯などの活動」、「地域内での決まりごと（ルール）の徹底」等が続いています。



**【考察】** 安心して暮らしていくために、緊急事態（災害や事故、急な病気など）への対応、交通安全、防災・防犯などの地域活動が期待されていることが分かります。

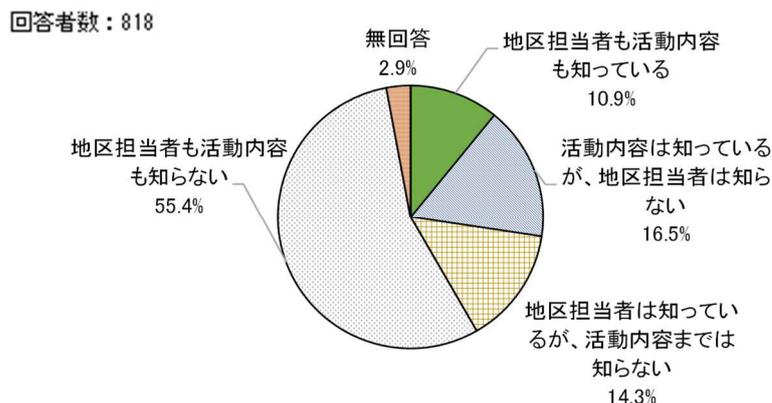
また、子どもや高齢者、障がいのある人への手助け等を望む回答も多く、さまざまな分野での地域ぐるみの支え合い・助け合いのしくみの整備が重要であることがうかがえます。

身近な地域での支援を充実させるにあたり、緊急事態対応を推進するためには、日頃からの支援活動やあいさつなどを通じて「顔見知りの関係」になっておく人間関係の構築が重要になります。

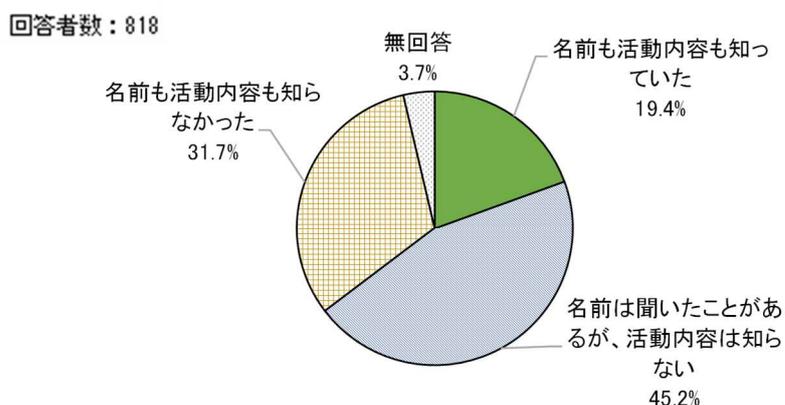


(7) 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、ケアラー（ヤングケアラー）について

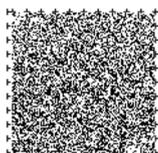
住んでいる地区を担当している民生（児童）委員を知っているかどうかについては、「地区担当者も活動内容も知らない」との回答が過半数を占めて最も多く、次いで「地区担当者は知っているが、活動内容までは知らない」となっています。両回答の割合を合計すると、活動内容を知らない人がほぼ7割ということになります。

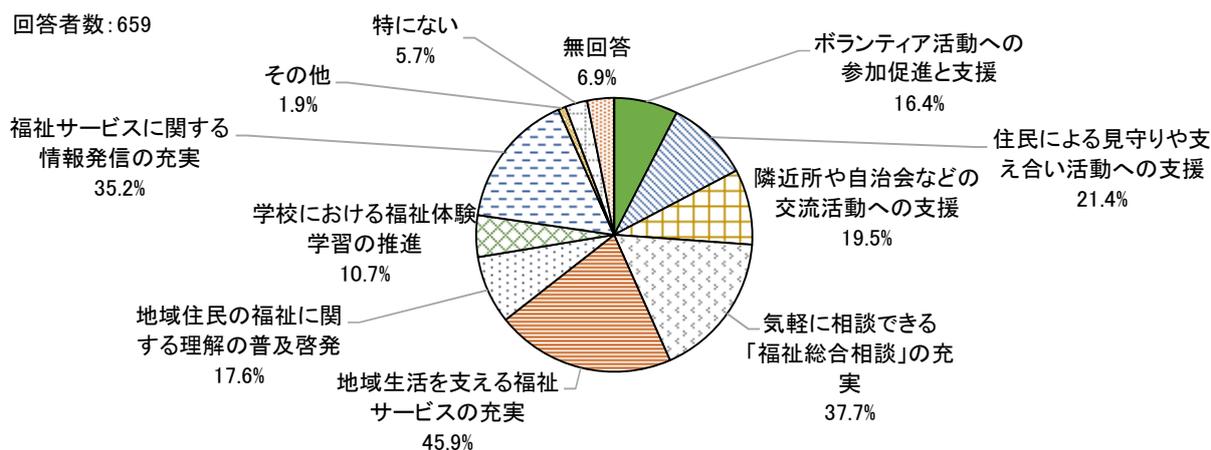


地域の福祉の推進を図るために諸活動を行っている「杉戸町社会福祉協議会」を知っていたかどうかでは、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」という回答が4割台半ばを占めて最も多く、「名前も活動内容も知らなかった」、「名前も活動内容も知っていた」の順となっています。“活動内容を知らない”と答えた人が8割近くということになります。



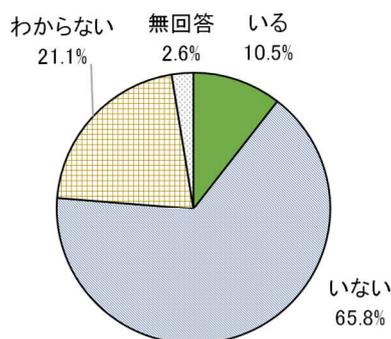
「杉戸町社会福祉協議会」が行う活動・支援として今後、充実させてほしいもの（※前問で社会福祉協議会の「名前も活動内容も知っていたと答えた人が回答）については、「地域生活を支える福祉サービスの充実」という回答が最も多く、次いで「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「住民による見守りや支え合い活動への支援」となっています。





「高齢、身体上、精神上的の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人」のことを「ケアラー」と言い、また、そのうち18歳未満の人を「ヤングケアラー」と呼びますが、自身を含め、身の回りの人の中にこの「ケアラーまたはヤングケアラー」はいるかどうかでは、「いない」という回答が6割台半ばを占めていますが、「いる」という回答は約1割となっています。

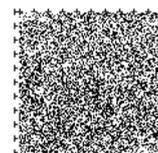
回答者数：818



**【考察】** 地域の身近な相談員である「民生委員・児童委員」、地域に根ざした積極的な福祉活動を展開している町「社会福祉協議会」の認知度はあまり高いとは言えず、「第1・2次計画」策定に向けて実施されたアンケート調査の時とほぼ同じ傾向となっています。

今後の地域福祉活動推進主体として重要な「民生委員・児童委員」・「町社会福祉協議会」の活動内容についての情報提供を一層充実させて認知度の上昇・向上に努めるとともに、町社会福祉協議会が行うサービスについての情報提供や、身近な地域の中で気軽に相談できる体制の一層の充実も求められています。

「ケアラー・ヤングケアラー」については、今回調査で、全体の1割程度の人身の回りにいることが分かったため、有効な支援策を検討していく必要があります。



## 4 福祉等各分野における近年の動向

### (1) 高齢化の進行と介護保険事業との連携

全国的に少子高齢化が進行するなか、本町においても高齢者人口は増加し、高齢化率も伸び続けています。また、平成 27（2015）年には人口規模の最も大きい“団塊の世代”（昭和 22～24 年生まれ）の人が高齢期を迎えて、地域における支援が必要な高齢者の増加や\*老老介護世帯のさらなる増加が見込まれます。令和 7（2025）年には、団塊の世代はいわゆる“後期高齢者”の段階に差し掛かり、さらに同 22（2040）年には、今度はいわゆる“団塊ジュニア世代”が高齢期を迎えます。

今後、増大・多様化する高齢者のニーズに対応していくためには、町民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、町民・町社会福祉協議会など・町が連携・協働して、地域にふさわしい共生社会づくりを進めていくことが求められます。

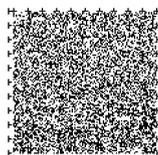
第6期介護保険事業計画期間から、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まっていますが、元気な高齢者等が地域の高齢者等の支援を行うという視点は「地域福祉」の考え方であります。今後も、同事業を中心とした支え合い活動等の強化が重要となります。

### (2) 障がいのある人に関する課題

国では、障害者差別解消法が施行されており、障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、学校や職場等での福祉教育、理解促進に努め、障がいや障がいのある人への正しい理解を浸透させ、障がいのある人とない人との交流等により相互に理解し合える環境づくりを一層進めていくことが求められています。

また、障がいのある人や高齢者をはじめとする「災害時要配慮者（避難行動要支援者）」に対応するため、マニュアルに基づいた避難支援体制づくりを進める必要があります。災害発生時だけでなく普段から障がいのある人等を地域で見守り、避難訓練などを重ねておくことが重要になります。

障がいのある人の「生活の質」を高めていく方向での法・制度改正も進められ、「障害者文化芸術活動推進法」（通称）が平成 30 年 6 月に、「視覚障害者等読書バリアフリー法」（通称）が令和元年 6 月に、それぞれ施行されています。



### (3) 子ども・子育てをめぐる課題

少子化や核家族化の進行に伴い、子ども・子育てを取り巻く状況、家族や地域における人間関係、生活様式・形態などが大きく変化し、子育てに対する負担感や不安感の増大、子育て家庭の孤立化が深刻化しています。

平成22年1月に「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定され、平成26年度を目途とした子ども・子育て支援策が示されました。さらに、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。

子育てをめぐっては、近年、都市部を中心に保育所に入れない“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場が無くなった地域もあることなどの課題が指摘されていますが、「子ども・子育て支援新制度」は、そうした課題の解決に向けてさまざまな取組みを進めていくことを念頭に置きました。「地域で支え合う」視点に立った、共働き家庭や専業主婦（夫）家庭、ひとり親家庭などすべての家庭に対する子どもの成長過程に応じた子育て支援の充実が必要とされています。

子ども・子育て支援分野では、近年、もう一つの大きな制度・法改正が着手されました。令和4年6月に「こども基本法」が参議院で可決・成立しましたが、その第10条では「市町村こども計画」について定めることとされ、本町においても策定の検討が必要な状況になっています。「こども計画」の具体的な内容は、今後の「こども大綱」の中身と密接な連携を保つべきものとされており、国の動向を注視していくことが重要になります。

### (4) その他の法整備の動向

#### ◎ケアラー支援条例の施行

令和2年3月から埼玉県が全国で初となる「ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラーとは身近な人の介護や看護等の援助を無償で行う人たちのことで、ケアを必要とする人のための法整備は進むものの、ケアをする人のための法整備は長らく進まない状況でした。これを受け、徐々に市町村でも条例制定の動きが進み、ケアに多くの負担を感じ、社会的に孤立してしまう人たちを支援する体制の整備が広がっています。

#### ◎孤独・孤立対策推進法の成立

昨今の社会環境の変化により、人のつながりが希薄化していました。そのような中で、新型コロナウイルス感染症による生活形態の変容により、つながりの希薄化が孤独・孤立問題として顕在化・深刻化しました。これを受けて、国は孤独・孤立対策に取り組み、令和5年に孤独・孤立対策推進法が成立しました。

